

やむを得ない理由がある場合は代理人による受け取りが可能です

マイナンバーカードの受け取りには、原則として申請者本人に窓口へお越しいただく必要がありますが、本人が病気や身体の障がい等のやむを得ない理由と認められる場合は、例外として代理人のみの来庁でマイナンバーカードを受け取ることができます。代理人による受け取りを希望する場合は、本人来庁時よりお持ちいただく書類が多くなります。持ち物に不足があった場合、マイナンバーカードの受け取りができませんので、必要書類についてご不明な場合は、必ず事前にお問い合わせの上、ご来庁ください。※詳細は、村公式ホームページでもご確認ください。



▲村公式HP

やむを得ない理由により来庁が困難であると認められる方

- ①成年被後見人、被保佐人、被補助人
- ②未就学児、小学生、中学生
- ③高校生、高専生
- ④75歳以上の高齢者
- ⑤長期入院者
- ⑥障がいのある方
- ⑦施設入所者
- ⑧要介護・要支援認定者
- ⑨妊婦
- ⑩長期(国内外)出張者、長期渡航者など
- ⑪海外留学している方

代理人受け取りに必要な書類 ※全て原本をお持ちください。

- ▽個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき)
- ▽申請者本人の本人確認書類(※1)…「A書類2点」、「A書類1点+B書類1点」、「個人番号カード顔写真証明書+B書類2点」のいずれか
- ▽代理人の本人確認書類(※1)…「A書類2点」または「A書類1点+B書類1点」
- ▽申請者本人の来庁が困難であることを証する書類(※2)
- ▽代理人の代理権を証する書類…代理人が法定代理人の場合は、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類が必要(村内に本籍のある方や、住民票上で親子関係が確認できる場合は不要)です。代理人が法定代理人以外の場合は、委任状や保佐人および補助人に係る登記事項証明書の代理行為目録等が必要です。
- ▽申請者本人の通知カード…お持ちの方のみ、マイナンバーカードと引き換えに回収します。
- ▽申請者本人の住民基本台帳カード…お持ちの方のみ、マイナンバーカードと引き換えに回収します。
- ▽申請者本人のマイナンバーカード…再交付の方のみ、新しいマイナンバーカードと引き換えに回収します。

【(※1) 主な本人確認書類】

- ▽A書類…住民基本台帳カード(顔写真あり)、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など
- ▽B書類…健康保険証、介護保険の被保険者証、年金手帳など(「氏名・住所」または「氏名・生年月日」が記載されたものに限る)
- ▽個人番号カード顔写真証明書…下表の②・⑤・⑦・⑧に該当する方が使用できる証明書(村公式ホームページからダウンロード可)です。※それ以外の方は、顔写真付きの身分証明書(A書類)が必要となります。

【(※2) やむを得ない理由により来庁が困難であると認められる方と来庁が困難であることを証する書類】

来庁が困難であると認められる方	来庁が困難であることを証する書類
①成年被後見人、被保佐人、被補助人	代理権を証する書類(登記事項証明書)
②未就学児、小学生、中学生	本人確認書類、個人番号カード顔写真証明書(15歳未満の方用)
③高校生、高専生	学生証、在学証明書
④75歳以上の高齢者	本人確認書類(交付通知書裏の委任状欄に外出困難な旨の記載が必要)
⑤長期入院者	入院診療計画書、領収書、診療明細書、病院長が作成する個人番号カード顔写真証明書(病院・施設入所者用)
⑥障がいのある方	障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証
⑦施設入所者	入所証明書、施設長が作成する個人番号カード顔写真証明書(病院・施設入所者用)
⑧要介護・要支援認定者	介護保険被保険者証、認定結果通知書、ケアマネジャーおよびその所属する事業者の長が作成する個人番号カード顔写真証明書(指定居宅介護支援用)
⑨妊婦	母子健康手帳、妊婦健診を受診したことが確認できる領収書、受診券
⑩長期(国内外)出張者、長期渡航者など	出張命令書、辞令など、申請者本人の出頭が困難であると認められる書類
⑪海外留学している方	査証のコピー、留学先の学生証のコピー